

（職員の責務）

【主な論点】

・あるべき職員像を議論したうえで、盛り込まれる内容としては、職員の心構えや自覚に関することや職員が行うべきことがある。

【他自治体の条文（参考）】

（職員の責務）

第10条 職員は、全体の奉仕者であることを認識し、効率的にその職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識の修得、技術等の能力開発及び自己啓発に努めなければならない。

3 職員は、まちづくりに関する知識、技術等を必要に応じ市民に提供し、まちづくりを支援しなければならない。

4 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組まなければならない。
（薩摩川内市）

（職員の責務）

第13条 職員は、市民との信頼関係づくりに努め、市民自治の本質を理解して、誠実に、公正かつ効率的な職務の遂行に努めるものとします。
（越前市）

（職員の責務）

第16条 職員は、市民全体のために働くものとしての認識をもち、公平、公正かつ誠実に、透明性をもってその職務を遂行するよう努めます。

2 職員は、法令及び条例等を遵守します。

3 職員は、常に自己研鑽を行い、職務の遂行に当たっては創意工夫するよう努めます。
（四国中央市）

（職員の責務）

第13条 職員は、市民本位の立場に立ち、公正かつ誠実で効率的にその職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に当たっては、法令及び条例等を遵守しなければならない。

3 職員は、職務についての必要な知識や技術等の能力開発及び自己啓発を行うとともに、職務の遂行に当たっては、創意工夫に努めなければならない。
（岸和田市）

【市民ワーキンググループでの議論】

・職員の地区行事参加についての義務化は難しいが、地域を割り振りし、現場を回って情報収集するような地域担当制を採るのも一つの手。

・市民からの相談時、横のつながりの可能性を考えず、接した部署だけで「できる」「できない」を判断してしまっている。

・市民からの相談時に「できない」から入るのではなく、「どうすればできるか」をまず考えるようにできないか。

【条文案（例）】

- ①市の職員は、市民全体のために働く者としての認識を持ち、法令等遵守し、職務に必要な知識と能力の向上に努め、公正かつ誠実に職務を行わなければならない。
- ②市の職員は、創意をもって市民からの意見や課題等の解決に取り組まなければならない。
- ③市の職員は、自らも地域コミュニティの一員であることを自覚し、積極的にまちづくりに参加するよう努めなければならない。

【説明】

・職員が全体の奉仕者であることや法を守ることなどは当たり前のことですが、市の職員が責務を再確認する意味でも意義があることから、自治基本条例に規定しています。

・市民ワーキンググループ会議の議論で、「市民からの相談時に『できない』から入るのではなく、『どうすればできるか』をまず考えるようにできないか。」ということがありました。

市民からの課題の解決に向けて取り組んでいくだけでなく、職員自らが課題を考え、発見し解決していく必要があるため規定するものです。

・市民ワーキンググループ会議のなかで、「地域活動に熱心な職員とそうではない職員がいる」という話になりました。職員としての立場以前に、市民であるわけで、市民としての自覚を持ってまちづくりに参加していくことを規定するものです。

Ⅲ 参画と協働

(参画と協働の推進)

【主な論点】

- ・参加と参画の用語の使い分けをどうするか。
- ・項目として一つにしているが、「参画」と「協働」を二つの項目に分けて規定し、それぞれもう少し記載するか。

【他自治体の条文（参考）】

(参画)

第16条 市は、市民参画を促進させるため、様々な制度や施策を講じて、広く市民が参画する機会を保障しなければならない。

- 2 市長等は、市民が参画しないことによって不利益を受けることのないよう配慮しなければならない。

(協働)

第20条 市民及び市は、お互いに対等な立場で、相互理解を深めるとともに信頼関係の下に、協働してまちづくりを進めるよう努めなければならない。

- 2 市長等は、前項に規定する協働を推進するに当たり、市民の自発的な活動を支援するよう努めるものとする。

(丸亀市)

(参画の原則)

第27条 市民、市議会及び市長等は、参画による市政・まちづくりに取り組みます。

- 2 参画による市政・まちづくりは、男女が共同して取り組みます。

(協働の原則)

第29条 市民、市議会及び市長等は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、協働による市政・まちづくりに取り組みます。

- 2 市長等は、協働の推進に当たっては、市民の自主性及び自立性を損なわないようにしなければなりません。

(市民参画・協働のための仕組み)

第30条 市長等は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市民参画を拡充推進するための仕組みを整備します。

- 2 市長等は、それぞれの事案に応じて効果的な市民参画の手法を選択するとともに、これを公表し、実施します。
- 3 市長等は、市民参画により表明された意見や示された提案を総合的に検討し、その結果を市民に公表するとともに、適切に施策へ反映させるよう努めます。
- 4 市長等は、協働を拡充推進するための仕組みを整備します。

(熊本市)

(協働によるまちづくりの推進)

第24条 協働によるまちづくりに参加するものは、参加する市民の自主性及び各主体の特性を尊重するとともに、互いが対等な関係にあることに配慮するものとする。

2 市は、協働によるまちづくりの機会を積極的に創出するよう努めなければならない。

3 市は、まちづくりを目的として主体的に活動する市民の自主性及び自立性を尊重するとともに、必要な支援を行うことができる。

(石狩市)

(協働して行う市政運営)

第16条 市は、市政に関する計画や政策の立案段階から市民の参加を促進し、市民と協働して市政運営を行います。

2 市は、市民の多様な参加の機会を整備し、協働のまちづくりを推進し、自治の拡充を図ります。

(飯田市)

【市民ワーキンググループでの議論】

・ 今後は更に財政的に厳しくなってくるが、そのためには市民の声を反映して市民の声をバックにしながらかつ物を進めていくような仕組みがないと、行政として動いていけない。

・ 既存の合意形成の仕組みを変えていくのが重要。地区、団体等役員の人達の意向だけで物を進めるのではなく、幅広い意見を聞くような行政運営のあり方が求められている。

・ 予算がないということで、本来行政がやるべきものが、住民に押し付けられているようなものを見直す仕組みが必要。

・ 本来行政がやる必要がないことまで踏み込んでしまっていることがあるのではないか。そこを一度見直していくような仕掛け、仕組みができればよいと思う。

【条文案(例)】

①市民及び市は、お互いに対等な立場で、相互理解を深めるとともに信頼関係の下に、協働してまちづくりを進めるよう努めなければならない。

②市は、計画や政策の立案段階から、市民参画の機会を積極的に創出し、市民の意見が市政運営に適切に反映されるよう努めなければならない。

【説明】

・ まちづくりには、行政や市民等のそれぞれが主体性を持って取り組む領域と、役割分担しながら連携し、協力して取り組む領域があると考えます。また、協働に関しての批判として、「協働の相手方を市の下請け的に位置付けているのではないか」ということがあります。協働によるまちづくりについては、それぞれの自主性を尊重し、お互いを理解しあっ

た上で取り組んでいくことを規定するものです。

・市民ワーキンググループ会議の中で、『『地方自治体は、今後財政的に厳しくなってくるが、そのためには市民の声を反映して市民の声をバックにしながら物事を進めていくような仕組みが必要。』、『予算がないということで、本来行政がやるべきものが、協働の名の下に住民に押し付けられているようなものがあるのではないか。それを見直す仕組みが必要ではないか』』という議論がありました。このことから市民参画により市民の意思を的確に把握し、市の政策等に適切に反映しながら市政運営を進めていくために規定するものです。

Ⅳ 住民投票

(住民投票)

【主な論点】

- ・住民投票の参加資格について。
- ・年齢をどうするか。16 歳以上、18 歳以上。
- ・外国人の参加をどうするか。永住外国人、定住外国人。
- ・事案ごとに住民投票条例を制定するか、常設の住民投票条例とするか。
- ・投票結果の取り扱いをどうするか。

【他自治体の条文（参考）】

(住民投票)

第 10 条 市長は、市政に関する特に重要な事項について、広く市民(市内に住所を有する者(法人を除きます。))に限り、第 3 項において同じ。)の意思を確認するため、議会の議決を経て制定された条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 前項の条例には、投票に付すべき事項、投票をすることができる人など住民投票の実施に必要な事項を定めるものとします。

3 市長は、住民投票の実施に当たっては、住民投票に係る情報を市民に提供しなければなりません。

4 市長は、住民投票の結果を尊重します。 (函館市)

(住民投票)

第 25 条 市長は、市政に係る重要事項について、直接、住民(市内に住所を有する満 18 歳以上の者(定住外国人を含む。))をいう。次条において同じ。)の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。

2 議会及び市は、住民投票の結果を尊重するものとする。 (奥州市)

(住民投票)

第 25 条 市は、市政に関し、特に重要な事項について、住民(法人を除く。)の意思を直接確認するため、事案ごとに別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

2 市長は、住民投票を実施するに当たっては、投票の結果の取扱いについて、あらかじめ見解を述べるものとする。 (北九州市)

(住民投票)

第 20 条 市長は、岸和田市が直面する将来にかかわる重要課題について、定住外国人を含む住民のうち 18 歳以上の者が、その総数の 4 分の 1 以上の者の連署をもって住民投票を市長に請求したときは、直接住民の意思を問うため住民投票を実施しなければならない。

2 住民投票の投票権を有する者は、定住外国人を含む住民のうち 18 歳以上の者とする。

3 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

- 4 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。 (岸和田市)

(住民投票の実施要件)

第 26 条 住民は、市政に係る重要事項について、その総数の 6 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

2 議会は、市政に係る重要事項について、議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決されたときは、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

3 市長は、市政に係る重要事項について、自らの意思により住民投票を実施することができる。

4 市長は、第 1 項又は第 2 項の規定による請求があったときは、住民投票を実施するものとする。

- 5 前各項に定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。 (奥州市)

(住民投票の請求及び発議)

第 35 条 本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。

2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。

3 市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。 (熊本市)

(住民投票の請求又は発議)

第 16 条 選挙権を有する市民(市議会議員及び市長の選挙権を有する者をいう。以下同じ。)は、法令の定めるところにより、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対し、住民投票を求める条例の制定を請求することができます。

2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て、住民投票を求める条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。

3 市長は、住民投票を求める条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。

(住民投票の実施)

第 17 条 市長は、前条の規定による条例制定の議決があったときは、速やかに住民投票を実施するものとします。

2 前条第 3 項の条例による住民投票に参加できる者の資格として、必要に応じ、選挙権を有する市民のほか次の各号に掲げる者のいずれか又は両方を加えることができます。

(1) 市内に住所を有する年齢満 20 年未満の日本国籍を有する者

(2) 市内に住所を有する外国人(永住者、定住者等)

3 市長は、住民投票を実施する際には、当該住民投票に関し必要な情報を市民に対して提供するものとします。

4 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとします。

(越前市)

【市民ワーキンググループでの議論】

【条文案（例）】

- ①市長は、市政に係る特に重要な事項について、直接、住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができる。
- ②市長は、住民投票を実施するにあたっては、投票の結果の取扱いについて、あらかじめ見解を述べなければならない。
- ③住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、市議会の議決を経て、条例で定めるものとする。

【説明】

・住民投票は間接民主主義を補完し、住民の総意を的確に把握するための制度といわれています。条例制定済の他自治体の多くにおいても、住民投票に関する規定が盛り込まれていますが、内容には差があります。住民投票制度を積極的に使っていくことができるように、一定の要件を満たせば住民投票を行うことができるとする自治体も多くあります。このような考え方を否定するものではありませんが、次のように考えました。

「住民投票制度の考え方というのは、市民の意見を幅広く吸い上げ、施策に反映させる手段の一つとして出来たのではないのだろうか。自治基本条例では、情報共有や説明責任、市民参画の制度などについて規定し、実施することで、市民の意見を施策に反映させていくことを目指している。そうであれば、本来、市政に係る極めて重要な事項については、住民投票で「○」か「×」かということよりも、自治基本条例の趣旨に沿って市民との合意形成を図っていく方が大事なのではないのだろうか。住民投票制度については、あくまで最終手段であり補助的なものという捉え方でよいのではないだろうか。」

住民投票そのものは、既に地方自治法上の規定に基づき、選挙権を有する住民からの直接請求により、住民投票条例の制定を請求することができることになっていることから、制度の周知の意味でも規定することにしました。

V 市政運営

(政策法務)

【主な論点】

- ・政策法務に関する体制の整備について。

【他自治体の条文（参考）】

(政策法務の推進)

第 28 条 町は、町民主体のまちづくりを実現するため、自治立法権と法令解釈に関する自治権を活用した積極的な法務活動を行わなければならない。 (ニセコ町)

(政策法務)

第 32 条 市は、市政の課題に対応した自主的な政策等を実行するため、地方公共団体に関する法令の規定について、地方自治の本旨に基づき、これを解釈するとともに、条例、規則等の整備を積極的に行うものとする。 (高松市)

(法務政策)

第 13 条 行政機関は、市民の要望や地域課題に対応するため、自らの責任において法令解釈を行い、政策形成できるよう法務体制を充実し、条例、規則等の整備を積極的に行わなければならない。 (志摩市)

【市民ワーキンググループでの議論】

【条文案（例）】

市は、行政課題に対応した自主的な政策等を実行するため、地方自治の本旨に基づいて法令を解釈し、及び運用するとともに、条例、規則等の整備を積極的に行うよう努めなければならない。

【説明】

・地方分権時代により、地方自治体の役割が重要性を増す中では、従来の前例踏襲型の発想の仕方を転換し、市民の視点に立って課題を発見するとともに独自の政策を立案していくことが求められています。そのために必要な独自条例や規則等の制定に努めていくことを規定するものです。

(組織及び人事政策)

【主な論点】

- ・ どのような組織にするか。編成の考え方。
- ・ 職員を育成することについての表現。

【他自治体の条文（参考）】

(行政組織及び職員の能力開発等)

第 26 条 市は、行政運営上の課題や市民等の要望の変化に迅速に対応できるよう行政組織を整備しなければなりません。

2 市は、総合的な視点から定員適正化計画を策定しなければなりません。

3 市は、職員の能力と意欲を高め、政策形成能力を向上させるため、人事評価、人事交流及び職員研修の制度の充実に努めなければなりません。

(流山市)

(組織)

第 17 条 市長は、社会情勢及び地域の課題に柔軟に対応できる機能的な組織を編成するとともに、常にその見直しに努めます。

(鳥取市)

(組織)

第 34 条 市は、別に条例で定めるところにより社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく機能的かつ効率的な組織の編成を行い、常に組織の見直しに努めなければならない。

2 市は、市民サービスの維持向上を前提として、質の高いサービスをより効率的かつ効果的に提供するように、業務改善に努めなければならない。

(薩摩川内市)

【市民ワーキンググループでの議論】

・自治基本条例のような、あるいはまちづくり分野においては、構築してきた信頼関係が人事異動によってなくなってしまう。人事ローテーション全体を変えることはできないだろうが、このような分野については考慮する必要があるのではないか。

【条文案（例）】

①市は、社会情勢や政策課題等の変化に応じ、機動的に組織を編成しなければならない。

②市は、職員の政策形成能力を向上させるため、職員研修制度の充実に努めなければならない。

③市は、職員の人事異動について、市民との信頼関係の維持向上を図るため担当する業務内容を考慮しておこなうよう努めなければならない。

【説明】

・社会情勢、地域の政策課題を常に意識しながら、その変化に対応可能な組織を編成していくことを規定するものです。

・職員の意欲・能力を最大限に発揮させるために、職員研修制度の充実に努めていくことを規定するものです。

・市民ワーキンググループでの議論で、「まちづくり分野を始めとして、市職員との業務でのやり取りにおいて、せっかく時間をかけて構築してきた信頼関係が短期間での人事異動によって、振り出しに戻り無くなってしまう。市全体の人事ローテーションを変えることはできないだろうが、信頼関係を地道に築いていくような分野については考慮する必要があるのではないか。」ということがありました。組織である以上、人事異動は避けられませんが、業務内容について一定の配慮をすることを規定するものです。

(計画的行政の推進)

【主な論点】

- ・ 地方自治法に規定のあった総合計画の策定義務がなくなったが盛り込むかどうか。
- ・ 計画策定にあたっての市民参画をどうするか。

【他自治体の条文（参考）】

(基本構想及び基本計画の位置付け等)

第13条 市長等は、総合的、計画的な市政運営を行うため、市の最上位計画として市議会の議決を経て基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定するものとする。

2 基本構想及び基本計画に基づき策定する個別計画は、基本構想及び基本計画との整合及び連動が図られるようにしなければならない。 (三鷹市)

(総合計画)

第17条 市は、この条例の趣旨にのっとり、総合計画を策定し、計画的かつ効率的な市政運営を行います。

2 市は、社会の変化に対応できるよう、必要に応じて、総合計画の見直しを行います。 (四国中央市)

(計画的な行政運営)

第15条 市長等は、本市の基本構想その他行政分野全般に係る政策及び事業に関する計画(以下この条において「基本構想等」という。)に基づき、総合的かつ計画的な行政運営を行う。

2 市長等は、各行政分野における基本的な計画を策定し、及び実施するに当たっては、基本構想等との整合性の確保を図るとともに、計画相互間の体系的な整備に努める。

3 市長等は、基本構想等及び各行政分野における基本的な計画を策定し、及び実施するに当たっては、計画の目標及び期間を明示するとともに、計画に係る進行の状況を適切に管理する。

4 市長等は、前項の計画を社会経済情勢の変化に対応したものとするよう、常に検討を加えるものとする。

(北九州市)

【市民ワーキンググループでの議論】

・ 自治基本条例を通じて総合計画の策定の仕方自体をどういうふうに組み替えていくのか。
市民の声を生かしていくにはどのようなタイミングで投げかければよいのか。

【条文案（例）】

- ①市は、計画的な市政運営を行うため、市の最上位計画として基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定するものとする。
- ②市は、基本計画に基づき各行政分野における計画を策定し、実施するにあたっては、基本構想との整合性を図るものとする。
- ③市は、基本構想や計画等を策定するときは、市民参画により策定するとともに、実施に係る進捗状況に関する情報を分かりやすく公表しなければならない。
- ④市は、基本構想や計画等が社会経済情勢の変化に対応できるよう常に検討を加えるものとする。

【説明】

- ・総合計画（基本構想）については、平成 23 年の地方自治法改正により策定義務はなくなりましたが、計画的な市政運営を行っていく必要があることから自治基本条例に策定することを規定するものです。
- ・最上位計画であることから、分野計画は整合性を図る必要があります。
- ・各計画の策定にあたっては、多様な意見を反映させるために市民参画によりおこなうことと、進捗状況報告の義務化を規定するものです。
- ・各計画について、作ったら終わりとならないように、社会経済情勢の変化に合わせて常に検討を加え、実効性のある計画となることを規定するものです。

(財政運営)

【主な論点】

・書き込むかどうかについての主な論点としては、財政運営の原則に関するもの、予算・決算に関するもの、財産管理に関するもの、財政状況の公表に関するもの。

【他自治体の条文（参考）】

(財政運営)

第 31 条 市は、政策相互の連携を図りながら効率的かつ効果的な政策を実施し、健全な財政運営に努めなければならない。

2 市は、財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。 (燕市)

(財政運営)

第 20 条 市は、行財政改革に取り組むとともに、効率的かつ効果的な財政運営を行うことにより、財政の健全化の確保に努めなければならない。

2 市は、市の財政、財務等に関する事項について市民に公表することにより、市の経営状況を的確かつ分かりやすく市民に伝えなければならない。 (阿賀野市)

(財政運営)

第 19 条 市長は、市の財政状況に関する情報を、市民に分かりやすく提供しなければならない。

2 市長は、財源及び財産の効果的かつ効率的な活用を図らなければならない。

3 市長は、健全な財政運営を確保するための計画を策定するものとする。 (石狩市)

【市民ワーキンググループでの議論】

【条文案（例）】

①市は、中長期的な財政推移を踏まえ、市民サービスの維持向上とともに、最少の経費で最大の効果を上げる健全な財政運営に努めなければならない。

②市は、予算及び決算その他市の財政に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。

③市は、保有する財産の適正な管理や効率的な運用を図らなければならない。

【説明】

・市の歳入の多くを占める地方交付税については、平成 17 年に市町村合併をしたことにより通常の基準による算定より多い状況です。この地方交付税は、合併 10 年経過後から段階

的に 5 年間で通常の基準に削減されることになっています。また、税収についても少子高齢化による人口減少等もあり中長期的には増加は難しい状況であると予想されます。したがって、そのような状況下でも市民サービスの維持向上に向けて努力していかなければならないことを規定するものです。

- ・財政状況を市民に分かりやすく伝えていくことを規定するものです。公表についての具体的な方法については、今後検討していきます。

- ・財産の適正な管理や効率的な運用を行うことは、資産の適正な活用にもつながり財政的にも有利に働くことから規定するものです。

(行政評価)

【主な論点】

- ・評価結果の公表をどうするか。
- ・評価結果の施策への反映をどうするか。
- ・評価への市民参画をどうするか。

【他自治体の条文（参考）】

(行政評価)

第 32 条 市の執行機関は、市の施策や事務事業の執行状況を、基本構想等に基づき検証し、継続的な見直しを行い、効果的に執行します。

2 市の執行機関は、施策や事務事業の達成状況を公表し、市民から理解を得られる行政運営を進めます。

(飯田市)

(行政評価)

第 28 条 市長等は、総合計画の推進に当たり行政評価を実施し、その結果に基づき、施策等を見直すとともに、総合計画の進行管理及び予算の編成に反映させなければならない。

2 市長等は、行政評価の実施に当たって市民参画に努めるとともに、その結果を公表しなければならない。

(丸亀市)

(行政評価)

第 15 条 市は、各年度における主要な施策の成果を明らかにするとともに、適切な評価を行い、その結果を事後の施策に反映させるよう努めるものとします。

(越前市)

【市民ワーキンググループでの議論】

【条文案（例）】

- ①市は、効果的かつ効率的な市政運営及び基本計画の推進を図るため、行政評価を実施しなければならない。この場合において、市は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。

②市は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政評価の結果及びこれに対する市民の意見を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

【説明】

・日田市では、行政評価（「水郷ひた」のまちづくり評価）を行い、ホームページにて公表していますが、今後もやり方などの改善を進める必要があることから、市民にわかりやすく情報を提供していくとともに、市民参画により外部評価を実施していくことを規定するものです。

（審議会等）

【主な論点】

- ・委員を選任するときには、全部又は一部を公募による選任とするか。
- ・委員の構成や資格について、どこまで規定するか。地域、性別、年齢、国籍、他附属機関との重複。
- ・審議会等の会議や資料、議事録の公開をどうするか。

【他自治体の条文（参考）】

（附属機関等）

第 21 条 市の執行機関は、附属機関等を組織する場合、原則として市民からの公募による委員を参加させます。

2 市の執行機関は、附属機関等の委員構成について、その機関の目的に応じて男女の比率、他の附属機関等との重複を十分考慮の上、多様な人材を登用します。

3 市の執行機関は、附属機関等の会議に市民が参加しやすいよう、時間、場所その他開催方法等に配慮します。

4 市の執行機関は、附属機関等の会議を原則として公開します。 （小諸市）

（審議会等の運営）

第 19 条 市長及び他の執行機関は、市の執行機関に設置する審議会等の委員を選任する場合は、委員構成における中立性の保持に留意するとともに、原則としてその一部を市民からの公募により行わなければならない。

2 市長及び他の執行機関は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。

3 前 2 項に規定する審議会等の委員の公募並びに会議及び会議録の公開に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。 （岸和田市）

（附属機関等）

第 26 条 市長等は、市民の市政への参加の機会を広げるため、附属機関等の設置の目的等に応じ、附属機関等の委員に公募の委員を加えるようにするとともに、委員の男女の比率、年齢構成および選出区分が著しく不均衡にならないよう努めなければなりません。 （函館市）

【市民ワーキンググループでの議論】

【条文案（例）】

- ①市は、審議会等の委員を選任するときは、原則としてその全部又は一部を市民からの公募により行わなければならない。
- ②市は、審議会等の委員を選任するときは、男女比率、年齢構成、地域構成等を考慮し、市民の多様な意見が反映されるよう努めなければならない。
- ③市は、審議会等の会議、会議録及び資料を原則として公開するものとする。

【説明】

- ・法令等により委員の構成が定められている場合や、高度な専門性が求められる場合など、公募による委員の選任が適さない正当な理由がある場合を除いて、公募委員を加えることを規定するものです。
- ・これまでは、審議会等の委員には男性や年長者が多く選ばれていた傾向がありましたが、男女比率、年齢層、地域構成などを考慮して、幅広い分野から選任することで、できるだけ多様な意見を反映させることができるように規定するものです。
- ・法令等に特別の定めがあるもの、非公開情報を審議するとき、会議を公開することで自由な発言が損なわれるおそれがあるときなどを除き、政策過程の透明性の確保や情報公開、情報共有の観点から、会議を公開し、また会議録及び会議資料を公表することを規定するものです。

(情報公開及び情報提供)

【主な論点】

- ・情報共有については、自治の基本原則の中だけでなく、別に項目として設けるかどうか。
- ・市の情報を知る権利を規定するかどうか。

【他自治体の条文（参考）】

(情報共有の原則)

第 25 条 市長等及び市議会は、市政に関する情報が市民との共有財産であることを認識し、これを市民に開示するとともに、積極的かつ迅速な提供に努めます。

2 市民は、市長等及び市議会に対し、まちづくりに関する情報の積極的な提供に努めます。

3 市長等は、市政・まちづくりに関する情報を提供する仕組みを整備します。 (熊本市)

(情報の公開及び提供)

第 15 条 市は、市民の知る権利を保障し、公正かつ誠実に別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を公開するものとする。

2 市は、広報紙、ホームページその他の媒体を活用し、市政に関する情報を市民に積極的に提供するものとする。 (奥州市)

(情報の公開及び提供)

第 18 条 市は、その保有するまちづくりに関する情報について、積極的に公開するとともに、わかりやすく提供するよう努めます。

2 市は、市民からの情報公開の請求に対し、適切にこれに応じなければなりません。

3 前 2 項に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、別に定めます。 (鳥取市)

(情報の共有)

第 14 条 市は、市政に関する情報を積極的に、分かりやすく、かつ、適時に市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。

2 執行機関は、参画と協働による市政運営に資するため、市民と情報を共有するための仕組みの整備を図らなければならない。

(情報公開)

第 15 条 市は、市民の知る権利を尊重し、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるよう、別に条例で定めるところにより、市の保有する情報を原則として公開しなければならない。 (高松市)

【市民ワーキンググループでの議論】

【条文案（例）】

- ①市及び市議会は、日田市情報公開条例（平成 12 年条例第 3 号）に基づき、市民参加による公正で開かれた市政の推進を図るため、市及び市議会が保有する情報を公開しなければならない。
- ②市は、市が保有するまちづくりに関する情報について、積極的、かつ、分かりやすく市民に提供するように努めなければならない。
- ③市は、市が保有する情報について、速やかに情報公開及び情報提供ができるよう統一された基準により管理しなければならない。

【説明】

- ・情報公開については、日田市情報公開条例に基づき、市の情報を公開していますが、情報の共有を進めていくためには、情報公開制度の位置付けが重要であることから、この条例に規定するものです。
- ・情報提供については、請求に基づいて公開する情報公開制度に含めて考えるのではなく、別のものとして規定する必要があると考えています。求められて情報を出すという受け身の姿勢ではなく、市側ができるだけ積極的に情報を提供していく。また、可能な限り行政用語などを使わずに、市民に理解されるような内容の情報提供に努めていくことが重要であると考えことから規定するものです。
- ・情報公開や情報提供を進めていく前提として、文書等の情報を正確に、かつ適正に管理しておく必要があることから規定するものです。日田市では、日田市文書取扱規程に基づいて整理保存しているところですが、より適正な管理に努めていくことが必要であることから、この条例に規定するものです。

(広報広聴)

【主な論点】

・「広報広聴」という項目と、「情報共有」や「市民参画の方法」といった項目との関係をどのように整理するか。

【他自治体の条文（参考）】

(対話の場の設置)

第23条 市は、市民が必要とするまちづくりに関する学習機会を提供するとともに、市民とまちづくりの課題について活発な意見交換を行うため、市民との対話の場を設置することができます。 (燕市)

(政策形成及び実施過程への参画)

第17条 市長等は、市民の政策形成及び実施過程への参画を保障するため、市民生活に重要な影響を及ぼす計画の策定、条例の制定改廃又は施策を実施しようとするときは、市民に意見を求めなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

2 市長等は、市民に意見を求めるときは、パブリック・コメント、アンケート調査、公聴会の開催等適当な方法で実施するものとする。この場合において、市民に対して十分な情報を提供するとともに、適当な検討期間を設けなければならない。

3 前2項に規定する意見を求める場合に関して必要な事項は、別に定める。 (丸亀市)

(市民参画の方法)

第15条 市は、市民参画を求めて施策を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる方法のうち、事案に応じた適切なものにより市民参画を求めるものとする。

- (1) 審議会等の附属機関及びこれに類するもの(以下「審議会等」という。)への市民公募
- (2) パブリックコメント(意見公募手続)
- (3) 意見交換会
- (4) アンケート調査
- (5) 前各号に準ずる方法

2 市は、市民に対しまちづくりに関する学習機会を提供するとともに、まちづくりの課題等を的確に把握するための情報の収集に努めなければならない。

3 市は、市民の意見、要望及び提案を受け付ける窓口を明確にした上、意見等に対する処理結果を明らかにするなど、誠実に対応するものとする。 (阿賀野市)

(タウンコメント)

第26条 市は、市民及び市政に係る重要な事項について広く意見を募り(タウンコメントといいます。)、その意見を市政に反映するよう努めます。 (四国中央市)

(対話の場の設置)

第17条 市は、まちづくりの課題について市民と活発な意見交換ができるよう対話の場を設置しなければならない。
(薩摩川内市)

【市民ワーキンググループでの議論】

- ・既存の合意形成の仕組みを変えていくのが重要。地区、団体等役員の人達の意向だけで物事を進めるのではなく、幅広い意見を聞くような行政運営のあり方が求められている。
- ・地域で本当に困っているのに、声が行政に届かないという問題が実際にある。地域の声を行政が受け止められる仕組みをとっていけば個別ニーズに対して市議会議員が動かなくてもすむ。そうすれば、市議会議員は市全体のことを考えられることにもなる。
- ・市全般的なこととして、市民への広報広聴については考慮が必要。4～5人参加の説明会を開催して、市民のみなさんから意見を聞いたと言えるのか。ホームページに載せた、広報に載せた、見ないから悪いでは、市民意見の反映には繋がっていかない。
- ・市民への周知については発想の転換が必要であり、例えば窓口に来た人に対してお知らせチラシを同封するなど、市民に対する広報の場面と言うのは相当ある。

【条文案（例）】

- | |
|---|
| <p>①市は、より多くの市民に対し、市政に関する情報を伝えるため、多様な手法により広報を行うよう努めなければならない。</p> <p>②市は、市政に多くの市民からの様々な意見を適切に反映させるため、広聴制度の充実を図るものとする。</p> |
|---|

【説明】

・市民参画によって政策形成を行っていくことが重要ですが、まずは「市民に様々なことを知ってもらうことから始まる」と考えています。市民ワーキンググループ会議での議論で、「『情報はホームページや広報誌に載せているから見てください』では、市民意見を反映させることには繋がらない」との意見がありました。市民全てに情報を伝えるのは難しいことですが、多様な手法を用いて取り組むことを規定するものです。

また、「地域の声が行政に届きにくい」といった問題や、「一部の人の意見だけで物事を進めるのではなく、幅広い意見を聞くような行政運営のあり方が求められているのではないか」といったことから、広聴制度の充実を図ることを規定するものです。

（個人情報保護）

【主な論点】

・個人情報の保護に取り組む主体として、市と市議会以外にどこまで規定するか。市民や事業者まで含めるかどうか。

【他自治体の条文（参考）】

（個人情報の保護）

第 21 条 行政機関は、別に条例で定めるところにより、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等を厳正に行わなければならない。（志摩市）

（個人情報の保護）

第 20 条 市は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適正に管理します。（飯田市）

（個人情報保護）

第 15 条 市は、個人情報の適正な収集及び管理並びに適切な開示、訂正及び利用停止を行うための措置を講じなければならない。（石狩市）

【市民ワーキンググループでの議論】

【条文案（例）】

①市及び市議会は、日田市個人情報保護条例（平成 16 年条例第 2 号）に基づき、個人の権利利益を保護し、基本的人権の擁護に資するため、市及び市議会が保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。

【説明】

・個人情報保護については、日田市個人情報保護条例により適正な取り扱いに努めているところです。自治基本条例の原則の一つである情報共有や情報公開、情報提供を推進していくためには、その前提として個人情報の保護が図られなければならないため、この条例でも規定しています。

(パブリックコメント手続)

【主な論点】

- ・制度自体の課題として、意見を出す人が少なく、意見の偏りが見られる場合がある。
- ・市民に対するわかりやすさを考えた場合、「パブリックコメント」と「意見提出手続」のどちらの用語を使うか。

【他自治体の条文（参考）】

(パブリックコメント手続)

第 19 条 執行機関は、重要な政策等の策定に当たっては、事前にその案を公表して市民から意見を募る手続（次項において「パブリックコメント手続」という。）を行うものとする。

2 執行機関は、パブリックコメント手続により提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表するものとする。 (高松市)

(パブリックコメント手続)

第 23 条 市長等は、市政上の基本的かつ重要な事項を定める計画又は条例を策定する過程において市民の意見を反映させるため、当該計画又は条例の案について市民の意見を公募する手続を実施する。

(北九州市)

(意見収集手続)

第 19 条 市は、まちづくりに関する計画の策定若しくは変更又は重要な政策等を決定しようとするときは、その施策等の検討過程における案をあらかじめ公表し、適切な方法により市民の意見を収集するとともに、その市民の意見を考慮するものとする。 (奥州市)

【市民ワーキンググループでの議論】

【条文案（例）】

- ①市は、市政に係る重要な政策等を策定するときは、事前にその案を公表し、市民の意見を求めるものとする。
- ②市は、前項の規定により提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表するものとする。

【説明】

・市の重要な政策等を策定するときには、意見提出手続（パブリックコメント）を実施することを明らかにするとともに、併せて制度の周知を図るため規定するものです。なお、対象となる重要な政策等については、日田市意見提出手続要綱で次のとおり規定されてい

ます。

(1) 次に掲げる条例(金銭の徴収又は給付に関するものを除く。)の制定、廃止又は重要な改正

ア 市の基本的な制度を定める条例

イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例

ウ 市民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例

(2) 総合計画等市の基本的な政策を定める計画又は個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は重要な改定

(3) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定又は重要な改定

(4) その他市長が必要と認めるもの

(市外の人々等との交流及び連携)

【主な論点】

- ・広域的な政策課題など、市のみでは対応できない場合があるので、国・県・近隣自治体との連携を考えて規定するかどうか。
- ・国際交流に関する記述を入れるかどうか。
- ・市に関心を持つ市外の人や団体との交流などを活かしてまちづくりを進めていくことも考えられることから規定するかどうか。また、交流連携の主体を誰にするか。

【他自治体の条文（参考）】

(国、他の地方公共団体等との連携)

第 35 条 薩摩川内市は、国及び鹿児島県と対等な立場で互いに協力し、自治の発展のため、連携を図りながら行政課題の解決を図るよう努めなければならない。

2 薩摩川内市は、他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対しては、自主性を保持しつつ互いに連携し、及び協力し合いながら解決に当たるよう努めなければならない。 (薩摩川内市)

(他の機関との連携)

第 26 条 市は、共通する課題又は広域的な課題の解決を図るため、他の地方公共団体、国及びその他の機関との積極的な連携に努めるものとする。 (阿賀野市)

(市外の人々等との連携)

第 20 条 市民等、市及び議会は、市外の人々との連携を図り、その知恵や意見を市民自治によるまちづくりに活用するように努めます。 (流山市)

(市外の人々等との連携)

第 28 条 市民及び市は、必要に応じて、市民以外の個人、法人、団体等との協働及び連携関係を深め、石狩市のまちづくりをより効果的に進めるよう配慮するものとする。 (石狩市)

(連携及び協力)

第 29 条 市及び議会は、共通する課題を解決するため、国、愛媛県及び他の地方公共団体と広域的な連携及び協力を図るよう努めます。

2 市民は、経済、文化、スポーツ等の様々な取組みを通じて、市外の人々と連携してまちづくりに努めるものとします。 (四国中央市)

【市民ワーキンググループでの議論】

- ・温泉などに福岡県からも人が来ることを考えると、「都市間交流、地域内交流」といった

「交流」が条例の中に入るのではないだろうか。

【条文案（例）】

市民及び市は、相互のつながりがまちづくりにおいて重要であるとの認識の下に、市外の人々、団体等との交流及び連携を図るとともに、得られた知識や意見等をまちづくりに活用するよう努めるものとする。

【説明】

日田市に存在する、地区の共同温泉では、主に福岡県から訪れる人との交流が行われています。また、その他にも各地区で祭りなどを通じて市外の人との交流が行われており、そのことが日田市のまちづくりに良い影響を与えられことから規定するものです。

Ⅵ その他

(条例の見直し)

【主な論点】

- ・自治基本条例は作って終わりではなく、参画や協働といった考え方などが社会情勢に合っているかどうかなどを見直す必要があるのではないか。
- ・条例を見直す場合には、期間を定めるかどうか。定める場合には何年間とするか。

【他自治体の条文（参考）】

(条例の見直し)

第33条 市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを検討するものとする。

2 市長は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等を見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする。

3 市長は、第1項に規定する検討及び前項に規定する必要な措置を講じるに当たっては、市民の意見を聴取しなければならない。

(岸和田市)

(条例の見直し)

第39条 市長は、この条例の施行後、4年を超えない期間ごとにこの条例を見直し、適切な措置を講じます。

2 市長は、この条例の見直しに当たっては、市民参画の手続を実施します。

(熊本市)

(条例の見直し)

第37条 市長は、この条例の施行後、4年を超えない期間ごとに、条例の内容等を検討し、必要に応じて見直しを行い、将来にわたりこの条例を発展させるものとします。

2 市長は、この条例の見直しに当たっては、市民参画を求めて検討を行うとともに、市民の意見を適切に反映させなければなりません。

(燕市)

(条例の見直し)

第41条 市長は、社会情勢の変化等により、この条例の見直しをするときは、多様な方法を用いて、市民等の意見や提案を求めるよう努めなければなりません。

(流山市)

【市民ワーキンググループでの議論】

【条文案（例）】

- ①市長は、この条例の施行の日から 5 年を超えない期間ごとに、市民参画により、この条例の検証を行うものとする。
- ②市長は、前項に規定する検証の結果、この条例の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする。

【説明】

市長の任期に併せて検証する期間を4年以内とする考え方もありますが、市長の任期に捉われる必要はないと考え、5年以内としています。また、期間を明示せず、必要な場合に検証するという考え方もありますが、確実に検証作業をするために期間を定めています。